

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局感染症対策担当課
各都道府県、指定都市、中核市、保育主管課

公益財団法人 日本学校保健会
(公印省略)

令和5年度学校等欠席者・感染症情報システムの新規導入について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

公益財団法人日本学校保健会は、平成25年度よりリアルタイムサーベイランスである「学校等欠席者・感染症情報システム」を運営してまいりました。「学校等欠席者・感染症情報システム」は、学校等において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、入力施設、保健所、教育委員会、保育課、医師会等の関係機関が情報を共有できる、早期の感染症対策に役立つシステムです。令和5年3月時点で、全国の約41,000施設が登録し、利用している全国規模のシステムとなっています。

令和2年6月には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、文部科学省と厚生労働省から全国の自治体に本システムの導入を推奨する事務連絡が発出されています。未導入の自治体につきましては、学校・保育園等における感染症対策を強化するために、ぜひ本システムの導入をご検討いただきますようお願いいたします。

令和5年度の新規導入申込につきましては、申込手続きが大幅に簡略化されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。令和5年度に「学校等欠席者・感染症情報システム」へ新規導入申込をされる自治体は、下記に表示してあります本件に関するお問い合わせ窓口（株式会社エスイーシー 東京システムセンター）へ連絡いただき、手続きをするようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市学校保健会には、本文書を教育委員会及び福祉保健部局の担当課に伝達していただきますようお願いいたします。都道府県の担当課は管内の市区町村への周知をお願いいたします。

記

1 令和5年度の「学校等欠席者・感染症情報システム」新規導入申込方法について

・令和5年度に「学校等欠席者・感染症情報システム」へ新規導入申込をされる自治体は、下記に表示してあります本件に関するお問い合わせ窓口（株式会社エスイーシー 東京システムセンター）へ連絡いただき、手続きをするようお願いいたします。

・令和 5 年度につきましては、新規申込表は、委託業者の 株式会社エスイーシー 東京システムセンターにて学校コードを元に原案を作成しますので、自治体担当者の方は、内容の確認のみで申込を完了できることになりました。

- ※ 学校だけでなく、幼稚園、保育園、こども園の新規登録方法も同様です。
- ※ 保育園、こども園の場合は管轄されている施設情報（一覧）の提供をお願いすることがあります。
- ※ 新規導入申込は、締め切りを設けずに随時受け付けております。

2 システムのご案内、問い合わせ窓口について

※本件に関するお問い合わせ窓口

株式会社エスイーシー 東京システムセンター

system@hokenkai.or.jp

※上記窓口より、日本学校保健会へ情報共有されます。

本システムの概要説明、活用事例、研修資料等の詳しい情報を本会のポータルサイトに掲載していますので、ぜひご活用ください。（「学校保健ポータルサイト」で検索）